

令和8年度高齢者タクシー・バス利用券の交付

問合せ いきいき福祉課 地域支援担当 ☎991-1882

高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券もしくはバス利用券のいずれかを交付します。申請時にどちらかを選んでください。

▶対象(年齢は令和8年度末時点)

町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方

- ① 世帯全員が75歳以上の方
- ② ①以外の75歳以上の方

いずれも福祉タクシー利用券の交付を受けた方は除く。

▶交付内容

タクシー利用券又はバス利用券のいずれか1つをお選びください。交付は一年度に一度のみ、再交付はできません。各利用券の有効期限は、令和9年3月31日(水)です。

	タクシー利用券	バス利用券
①の方	1,000円券×10枚 又は 2,000円券×5枚	200円券×32枚
②の方	1,000円券×5枚	200円券×10枚

▶申込み方法

本人又は代理の方*からの申込み後、要件を確認し、その場で即日交付します。

令和8年度中に75歳になる方は、誕生日を迎える前でも申請できます。

*代理として認めている方は、ご家族、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)です。



▶受付期間及び場所

期間	場所
4月1日(水)～30日(木)	役場第二庁舎 1階 新市街地整備課横の 打合せ室1
5月1日(金)以降	役場本庁舎 1階 いきいき福祉課窓口
通年	北部サービスセンター

例年4月下旬まで大変混雑し、長時間お待たせしますので、使用をお急ぎではない方は、5月以降の申請にご協力ください。

▶使用方法

- ・利用券は、交付を受けた本人に限り、使用することができます。他者と交換や貸与、譲渡、転売等の不正行為は行わないでください。
- ・1回の乗車につき利用券を1枚使用できます(おつりはできません)。不足した分はお支払いください。
- ・タクシーに複数人で同乗する場合は、タクシー利用券の交付を受けた本人が1枚ずつ使用できます。
- ・使用目的に制限はありません。

▶使用できる事業者

タクシー	松伏交通(有)、飛鳥交通(株)、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる、ケアタクシーこあら、訪問介護事業所にこりん
バス	茨城急行自動車株式会社(茨急バス)、株式会社ジャパントローズ(タローズバス)

令和8年度福祉タクシー利用券の交付

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877

▶対象 身体障害者手帳1～3級・4級(下肢のみ)の方、療育手帳④・A・Bの方

▶交付内容 福祉タクシー利用券(最大18枚)

▶持ち物 身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑

▶申込み方法 4月1日(水)～いきいき福祉課へ(ご家族の方でも可)。

▶その他

- ・利用券1枚の助成額は、初乗運賃相当額(松伏町では500円、乗車する地区によって異なります)です。利用1回につき1枚、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで使用できます。
- ・75歳以上かつ障害者手帳をお持ちの方は、高齢者タクシー・バス利用券又は福祉タクシー券のどちらか一方を選択できます。
- ・協定を結んでいない事業者は、タクシー券が利用できない可能性がありますので、タクシー会社にお問い合わせください。